

高浜原発3・4号の再稼働反対と

避難計画に関する大阪府への質問・要望書

大阪府知事 松井一郎様

4月14日に福井地方裁判所が出した高浜原発3・4号運転差止め仮処分決定では、基準地震動の過小評価、重要施設の耐震安全性の軽視等を踏まえ「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である」と断じています。さらに、これらについて、新規規制基準が規制の対象としていないことを問題とし、「新規規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。

一方、原子力規制委員会は4月22日に原子力災害対策指針を改定しました。関西広域連合の4月23日付の国への申し入れ(案)にもあるように、今回の改定は「実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ外の地域における防護措置のあり方等について」大きな問題があり、住民の安全を守るものとはなっていません。

福島原発事故を繰り返さないために、仮処分決定を尊重し、高浜原発3・4号の再稼働は認められないと大阪府として明確な姿勢を示してください。以下の質問と要望に答えて下さい。

【質問事項】

1. 福井地裁の「高浜原発3・4号を動かしてはならない」との決定を受けて

福井地方裁判所は4月14日、高浜原発3・4号を運転してはならないとの仮処分決定を出しました。高浜原発の安全性については、「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である」と断じています。さらに「新規規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。福島原発事故を二度と繰り返してはならないという、住民の安全を第一とした決定です。

(1) 司法の判断を尊重し、大阪府として、住民の安全を守るため、高浜原発3・4号の再稼働に反対であると表明してください。昨年12月25日に国への申し入れも行った関西広域連合の一員としても、表明すべきではないですか。

2. 原子力規制に関して、第三者の専門家による委員会の設置について

福井地裁の仮処分決定は、「新規規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規規制基準は合理性を欠くものである」と、原子力規制委員会の規制基準のあり方を根本から否定しています。このことは、汚染水問題一つをとっても、福島原発事故の深刻な汚染水の状況を踏まえたような対策を要求していないことから明らかです。

他方、住民の安全を守るべき各地の府県の対応を見ると、新潟県などの立地県では、独自に原子力発電所の安全性の問題や避難計画等を検討する委員会が設けられ、国に対しても、積極的に発言しています。

しかし、関西広域連合にも大阪府にも、原子力の安全性や規制基準等について検討する機関はありません。大阪府は関西広域連合の中で、滋賀県と共に「エネルギー検討会」の担当府県となっていますが、東日本大震災を受けて設置された「エネルギー検討会」の具体的な取り組みは、節電や再生可能エネルギー導入の促進が中心であり、原子力の安全規制等を検討する会議ではないとのこと。

若狭の原発から5km圏内の舞鶴市をはじめ、京都府北部には避難想定人口の半分以上を占める

約12万もの住民が暮らし、滋賀県の広域避難では大阪府が受け入れとなります。滋賀県のシミュレーションでは大阪府内でも放射能の汚染にさらされます。さらに、琵琶湖が汚染されれば、大阪府を含め関西一円に甚大な被害をもたらします。被害の甚大さからすれば、大阪府も立地県と同様に住民の安全に直結する原子力規制を検証すべき立場にあるのではないのでしょうか。

(1) これらを考慮して、原子力規制基準等に関して、関西広域連合あるいは大阪府として独自に検討するために、第三者の専門家による委員会の設置を検討すべきではないですか。

3. 原子力災害対策指針改定版について

原子力規制委員会は、4月22日、原子力災害対策指針を改定しました。改定版は、下記のように、P P Aの概念を削除する等、大きな問題があり、これでは住民の安全を守ることはできません。関西広域連合は、4月23日の委員会で、この問題も含めて、新たに国へ申し入れすることを決めました。そのことも踏まえて、下記に回答してください。

(1) 改定版では、P P A（ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）の概念自体を削除しました。30km圏外においては特別な予防的措置は必要ないとし、基本的に「屋内退避」だけに限定しています。

P P Aの予防的措置なしでは府民の安全は守れないではありませんか。

関西広域連合の国への申し入れ（昨年12月25日）の第7項目「ようやく検討が始まったP P Aにおける防護措置の導入(安定ヨウ素剤の投与、屋内退避等の防護措置等)について、速やかに結果を取りまとめて原子力災害対策指針に反映させること」に反するのではないのでしょうか。

屋内退避の開始と解除はどのような基準で判断するのですか。

(2) 原子力規制委員会・規制庁の資料¹では30km圏外では「安定ヨウ素剤の準備は不要」とまで書いています。

滋賀県等が行った原発事故時の放射性物質拡散シミュレーションの結果を踏まえれば、大阪府南部まで、I A E Aの安定ヨウ素剤服用基準50mSvを超える被ばくが予測されています。安定ヨウ素剤の準備なしに府民の安全は守れるのでしょうか。

準備不要とされれば、箕面市など既に安定ヨウ素剤の備蓄・検討を進めている自治体の取り組みにブレーキをかけることになりませんか。

(3) 30km圏外では、妊婦・乳幼児・子どもたちへの特別な防護措置も示されていません。特別な措置が必要ではないですか。

(4) これまでの指針では、一時移転の基準としてO I L 2で、20マイクロシーベルト/時が計測されれば1週間以内に一時移転（避難）することになっていました。しかし、指針改定版では、翌日に再度この基準値を超えなければ避難の判断はしないことになっています。

¹ 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の教訓を踏まえた防護措置とS P E E D Iの運用について」2015年3月4日 第60回原子力規制委員会会合 資料1
<http://www.nsr.go.jp/data/000099060.pdf>

これで住民の安全は守れるのでしょうか。安全を守る上で、合理性があるのでしょうか。

(5) S P E E D I等の予測的手法は使わず、実測モニタリングで避難等を指示するとなっています。

これでは、被ばくしながらの避難となり、安定ヨウ素剤の入手・服用の準備もできないのではないですか。

実測モニタリングで十分だと考えますか。S P E E D I等も活用すべきではないですか。

(6) 国に対する新たな申し入れでは、文書回答を得て、規制庁に説明を求めるとのことでした。関西広域連合での説明だけでなく、広く市民に対しても説明を求めるべきではないですか。

4. 滋賀県高島市民の最終避難所が未確定である問題について

私達は4月2日に避難計画の問題等について高島市に申し入れを行い、高島市から4月16日付で文書回答を受け取りました。

(1) 文書回答では、高島市民の避難先である大阪府内の最終避難所が未だ確定していない問題について、「最終避難先施設が確定するよう、滋賀県等を通して要望してまいります」としています。大阪府が前回1月29日の申し入れで示した、「最終避難所は事前に確定していなくてよい」という考えを改め、最終避難所を早期に確定すべきではないですか。

(2) さらに、文章回答では、最終避難所確定のために「大阪府・大阪市・滋賀県・高島市による4者協議の開催についても働きかけていきたい」としています。高島市の意向を踏まえ、4者協議を早急に開催すべきではないですか。

【要望事項】

1. 福井地裁の高浜原発3・4号の仮処分決定を尊重し、高浜原発3・4号の再稼働は認められないと表明してください。

2. 原子力規制基準等に関して、大阪府あるいは関西広域連合として独自に検討するために、第三者の専門家による委員会を設置してください。

3. 原子力災害対策指針の改定版では住民の安全は守れません。規制委員会にあくまでも撤回を求めてください。

また、広域連合での説明だけでなく、広く市民に対しても説明するよう国に求めてください。

4. 高島市民の最終避難先の確定や、要援護者の避難について、早急に検討してください。

2015年4月30日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション / 原発なしで暮らしたい丹波の会 /

脱原発はりまアクション / 原発防災を考える兵庫の会 / 美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581